

# 令和2年度計量法特定計量器の試買調査

○指定製造事業者

【騒音計】

○家庭用特定計量器

【一般用体重計・調理用はかり】

報告書

令和4年3月

経済産業省 計量行政室

## 目次

1. 調査の目的.....	1
2. 調査内容.....	1
【別添資料1】不適合の疑いが確認された型式の詳細.....	10
【別添資料2】ひょう量3kgを超える調理用はかりの結果詳細.....	31
【参考】適用した技術基準及び試験・検査方法.....	37

## 1. 調査の目的

計量法(平成4年法律第51号)では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造及び器差に係る基準を定める必要があるものとして特定計量器を定めている。取引等に使用される特定計量器には、都道府県による検定に合格したことを証する公印(検定証印)<sup>1</sup>が表示されている必要があるが、優れた品質管理能力を有する製造事業者は、経済産業大臣からの指定を受け、指定製造事業者となることによって、自社で技術基準への適合性を確認し、基準適合証印<sup>1</sup>を表示することができる。

また、一般消費者の生活の用に供される体重計、調理用はかりなどの家庭用特定計量器は、製造事業者又は輸入事業者が自ら技術基準への適合性を確認し、いわゆる丸正マーク<sup>2</sup>を表示して販売しなければならない。

本事業では、これら事業者自らの責任で適合性確認を行っている特定計量器について、国内市場で流通している特定計量器(国内で製造販売されている製品又は海外で製造され、輸入販売されている製品)を無作為に購入し、検査を行うことによって、基準適合状況の実態を確認するとともに、不適合の疑いが確認された製品については、計量行政室からその内容について、製造事業者、輸入事業者等に対して説明し、これら事業者において適切な是正措置等を行うよう指導を行っている。また、近年、インターネット等でひょう量3kgを超える非自動はかりを調理用はかりとして販売しているケースが増加しているため、ひょう量3kgを超える調理用はかりについても器差性能の調査を行った。

結果の公表は、情報を広く公開することによって、類似の不適合の疑いがある製品の流通防止を図るなど、事業者における自主的な適正計量の確保に係る活動を促進するために行うものである。

## 2. 調査内容

### (1) 調査対象計量器及び型式の選定、購入

特定計量器のうち指定製造事業者が製造した「騒音計」、家庭用特定計量器のうち「一般用体重計」及び「調理用はかり」(いずれも電気式のデジタル表示のものに限る。)、**「調理用はかり(ひょう量3kg超)」**について表1のとおり選定する。

表1 調査対象計量器

計量器	対象事業者	型式数
特定計量器		
騒音計	国内外指定製造事業者	2型式
家庭用特定計量器		
一般用体重計	国内製造事業者又は輸入事業者	15型式
調理用はかり	国内製造事業者又は輸入事業者	10型式
調理用はかり(ひょう量3kg超)	国内製造事業者又は輸入事業者	5型式

型式の選定、購入にあたっては、以下の点を配慮した。

購入した製品の一覧表を表2～5に示す。

<sup>1</sup> 基準適合証印



<sup>2</sup> 家庭用特定計量器基準適合表示 (いわゆる丸正マーク)



(全計量器共通事項)

- ・小売店、インターネット、電話注文によって購入するが、電話注文は、小売店又はインターネットで購入できない場合とする。
- ・調査の精度を高めるために1型式あたり3台購入し、3台は異なる販売店から購入することを原則とする。

(騒音計)

- ・全指定製造事業者を対象とし、国内市場で一般的に流通している型式から購入する。
- ・過去に試買調査を行っていない計量器及び新製品から、幅広く選定する。

(家庭用特定計量器)

- ・ひょう量及び目量の分類を踏まえ、幅広く選定する。
- ・特定の製造事業者又は輸入事業者に偏らないように配慮して製品を選定する。ただし、選定時点で製造事業者又は輸入事業者が確認できないなどの場合、結果的に同一事業者から複数の型式を購入するケースがあり得る。
- ・過去に試買調査を行っていない事業者又は型式を優先して選定する。
- ・過去の試買調査の結果、不適合の疑いのあった型式を購入する場合、事業者による是正・改善が行われた後の型式を原則として購入する。ただし、購入時に製造年を識別することは困難であるため、事業者による改善前の製品を購入するケースがあり得る。

(調理用はかり(ひょう量3kg超))

- ・ひょう量及び目量の分類を踏まえ、幅広く選定する。
- ・特定の製造事業者又は輸入事業者に偏らないように配慮して製品を選定する。ただし、選定時点で製造事業者又は輸入事業者が確認できないなどの場合、結果的に同一事業者から複数の型式を購入するケースがあり得る。
- ・過去に試買調査を行っていない事業者又は型式を優先して選定する。
- ・過去の試買調査の結果、不適合の疑いのあった型式を購入する場合、事業者による是正・改善が行われた後の型式を原則として購入する。ただし、購入時に製造年を識別することは困難であるため、事業者による改善前の製品を購入するケースがあり得る。

表 2 騒音計購入一覧

No	モデル名 (型番)	型式承認 番号	騒音レベルの 計量範囲	使用周波数 範囲	精密又 は普通 の別	指定製造事業者名/ 指定番号/生産国
A1	NL-42	TS163号	25dB~138dB	20Hz~8kHz	普通	リオン株式会/341301 /日本
A2	LA-1441A	TS161号	26~135dB	20~8000Hz	普通	株式会社小野測器/ 340901/日本

表3 一般用体重計購入一覧

製品分類	製造事業者名 または輸入事業者 名 (販売事業者)	モデル名 (型式番号)	ひょう量	目量	測定範囲の 下限値
B1	タニタ	HD-664	150kg	50g(0~100kg) 100g(100~150kg)	0kg
B2	タニタ秋田 (タニタ)	RD-910	180kg	100g(0~100kg) 200g(100~180kg)	0kg
B3	オーム電機	HB-KG11H1	150kg	0.1kg(5~50kg) 0.2kg(50~100kg) 0.5kg(100~150kg)	5kg
B4	アトラス	AHGS-1600	136kg	100g	5kg
B5	ドリテック	BS-180	150kg	0.1kg	5kg
B6	マクロス	RY-MEHR-37	150kg	0.1kg	2kg
B7	丸隆	MA-630-N	136kg	100g(3~100kg) 200g(100~136kg)	3kg
B8	SIS	FEF-F18	150kg	100g	0kg
B9	永泰産業 (山善)	HCF-50	135kg	50g(3~100kg) 100g(100~135kg)	3kg
B10	ツカモト コーポレーション	AIM-WS10	150kg	100g(3~100kg) 200g(100~150kg)	3kg
B11	エム・ワイ・エス	YS-8258	180kg	500g	5kg
B12	ハック	HAC2305	180kg	0.05kg	3kg
B13	ミムゴ	MG-BCM40F	180kg	200g	5kg
B14	Lady Girl (ヒロ・ コーポレーション)	LG-001	150kg	100g(5~100kg) 200g(100~150kg)	5kg
B15	エーティーワークス	GH-Scale01	150kg	0.05kg(0.2~100kg) 0.1kg(100~150kg)	0.2kg

※事業社名の法人格は省略している。  
 ※仕様は製品・個装箱・取扱説明書の表示を基に記載している。

表4 調理用はかり購入一覧

製品分類	製造事業者名 または輸入事業者名 (販売事業者名)	モデル名 (型式番号)	ひょう量	目量	測定範囲の 下限値
C1	タニタ	KJ-111M	1kg	0.5g	0g
C2	タニタ	KJ-UN-MI01	1kg	1g	0g
C3	ドリテック	KS-617	1000g	0.1g(0.3g~200g) 0.5g(200g~1000g)	0.3g
C4	オーム電機	COK-S302	3000g	0.5g(2g~1000g) 1g(1000g~3000g)	2g
C5	EITAIS CORPORATION (パール金属)	D-9	2000g	1g	0g
C6	アトラス	ADS-1100	1000g	0.1g(1g~200g) 0.5g(200g~1000g)	1g
C7	マクロス	MEK-63	2000g	1g	1g
C8	貝印	DL-6339	1kg (1000g)	1g	0g
C9	HARIO	EQJ-2000	2000g	0.1g(0g~200g) 0.5g(200g~500g) 1g(500g~2000g)	0g
C10	万通商事	TDS-001	3000g	0.1g	0.5g

※事業社名の法人格は省略している。

※仕様は製品・個装箱・取扱説明書の表示を基に記載している。

表5 調理用はかり(ひょう量3kg超)購入一覧

製品分類	製造事業者名 または輸入事業者名 (販売事業者名)	モデル名 (型式番号)	ひょう量	目量	測定範囲の 下限値
D1	ドリテック	KS-513	5000g	1g	5g
D2	不明	hkr001	5000g	1g	1g
D3	不明 (みんなのまちづくり)	MC-00016	5000g	1g	0g
D4	iiTrust Co.,Ltd	D333	10000g	1g	3g
D5	不明	SF-400	10000g	1g	1g

※事業社名の法人格は省略している。

※仕様は製品・個装箱・取扱説明書の表示を基に記載している。

## (2) 調査方法及び適合性確認

### ① 調査方法

上記(1)で選定、購入した製品について、技術基準のうち、性能及び表示への適合状況を確認した。ただし、ひょう量3kgを超える調理用はかりの適合状況の確認は行わなかった。

製品の選定・購入、表示の適合状況の確認及び調査結果のとりまとめは、この事業の委託先である株式会社矢野経済研究所が行い、性能の適合状況等の試験・検査の実施及び確認は、一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センターで実施した。

### ② 調査実施期間

令和2年7月～令和3年2月末日

### ③ 適合性確認の方法及び基準

性能検査及びその基準は、各計量器の技術基準である関係省令等(省令に引用されている該当JISの規定を含む。)のうち次の事項について適合性を確認した。ただし、ひょう量 3kg を超える調理用はかりの適合性の確認は行わなかった。適合性の判断基準及びその試験・検査方法を【参考】に示す。

## 【騒音計】

### ① 性能基準

- ・技術基準である特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号。以下「検則」という。)の検定の合否判定基準である検定公差及び個々に定める性能の検定公差等への適合状況。この検査に適合しない場合は、使用中検査の合否判定基準である使用公差等への適合状況。

### ② 表示基準

- ・技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)の基準適合証印等に係る表示規定への適合状況。届出製造事業者にあつては検定証印。
- ・検則の特定計量器に係る表示規定への適合状況。

## 【一般用体重計・調理用はかり】

### ① 性能基準

- ・技術基準である計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)の器差への適合状況。
- ・零復帰機能を有するはかりは、施行規則の零復帰度への適合状況。

### ② 表示基準

- ・技術基準である施行規則の丸正マーク等の表示の方法への適合状況。
- ・施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書への表示への適合状況。

## 【調理用はかり(ひょう量3kg超)】

### ① 性能基準

- ・器差性能の調査を行う。
- ・零復帰機能を有するはかりは、零復帰度の調査を行う。

## 3. 調査結果の概要

### (1) 指定製造事業者(届出製造事業者)

#### ① 試買調査結果

## 【騒音計】

2型式(6台)を購入したが、調査対象の全6台が表記事項及び性能検査について全台数が適合していた。調査結果概要を表6に示す。

表6 騒音計調査結果概要

特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いがある型式数		表示基準不適合の疑いがある型式数
		検定合否判定基準	使用中検査合否判定基準	
騒音計	2 (6台)	0 (0台)	0 (0台)	0 (0台)

② 前回の調査結果との比較

今回、新たに調査対象としたため、過去の調査結果との比較は行っていない。

(性能)

性能基準について全型式が適合していた。

(表示)

表示基準について全型式が適合していた。

(2) 家庭用特定計量器及びひょう量3kgを超える調理用はかり

① 試買調査結果

施行規則で定める技術上の基準である日本産業規格 B 7613 家庭用はかり・一般用体重計、乳幼児用体重計及び調理用はかり(以下、「JIS B 7613」)に規定する表示の全項目及び施行規則第22条の表示(丸正マーク)の有無及び適合状況を調査した。ただし、ひょう量3kgを超える調理用はかりは丸正マークの対象外のため、規格適合状況の調査は行わず、器差性能及び零復帰度の調査を行った。

なお、JIS B 7613 は、2008年版と2015年版があり、2016年1月1日以降は2015年版に適合した計量器を市場に流通することになるため、主に2015年版に適合しているかを確認した。なお、2016年1月より前に製造された流通在庫品の場合は2008年版に適合しているか確認した。

調査結果概要を表7、ひょう量3kgを超える調理用はかりの結果詳細を【別添資料2】に示す。

(一般体重計)

- ・15型式中、性能基準は6型式(全45台中11台)、表示基準は10型式(全45台中30台)で、不適合の疑いが確認された。
- ・性能基準のうち零復帰機能の試験については、すべての体重計で表示固定機能付き又は、ゼロ復帰しない計量器ため、検査を省略した。
- ・表示基準の適合性は、製品の表示は7型式、個装箱の表示は8型式、取扱説明書の表示は10型式で不適合の疑いが有り、計量単位が大文字のものや個装箱に丸正マークが付されていないものがあつた。

(調理用はかり)

- ・10型式中、性能基準は3型式(全30台中6台)の不適合が確認された。表示基準は6型式(全30台中16台)で、不適合の疑いが確認された。
- ・性能基準のうち零復帰機能は全型式で適合していた。
- ・表示基準の適合性は、製品の表示は5型式、個装箱の表示は4型式、取扱説明書の表示は6型式で不適合の疑いが有り、計量単位の接頭語が大文字のものや、丸正マークの大きさが規定に満たないものがあつた。
- ・起動不良のため性能の適合状況の試験が行えないものがあつた。

(調理用はかり(ひょう量3kg超))

- ・全5型式(全15台中14台)で調理用はかりの器差要件を超える結果が確認された。取扱説明書の手順に従い、分銅で調整後、器差が改善した型式が1型式(3台)あつた。
- ・零復帰度は全型式で調理用はかりの要件以内であつた。



表7 家庭用特定計量器及びひょう量3kgを超える調理用はかり調査結果概要

家庭用特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の 疑いのある型式数	表示基準不適合の 疑いのある型式数
一般用体重計	15 (45台)	6 (11台)	10 (30台)
調理用はかり	10 (30台)	3 (6台)	6 (16台)
調理用はかり(ひょう 量3kg超)	5 (15台)	— (—)	— (—)

※調理用はかり(ひょう量3kg超)の規格適合状況の調査は行っていない。

不適合の疑いがあるとされた製品の一覧表を表8及び表9に示す。計量行政室からこれらの輸入事業者、製造事業者等に対して、調査結果について説明を行い、また、不適合の疑いのある事項及び不適合の疑いには該当しなかったものの改善した方が望ましい事項について指導を行った。指導を行った事業者からは不適合事項が疑われた事項の原因の調査、その調査結果に基づく検査方法及び検査体制等の是正に関する報告又は改善した方が望ましい事項の改善に関する報告の提出を受けた。

ただし、今年度の調査対象になっていた、一般体重計の輸入事業者であるLady Girlは、調査に協力を得られず、改善も行われていない状況である。【別添資料1】不適合の疑いが確認された型式の詳細に調査概要を記載する。

表8 一般用体重計不適合の疑いのある製品一覧

No	モデル名(型番)	ひょう量	目量	不適合の疑いのある 項目 <sup>注)</sup>
B3	HB-KG11H1	150kg	0.1kg(5~50kg) 0.2kg(50~100kg) 0.5kg(100~150kg)	表示
B4	AHGS-1600	136kg	100g	表示
B6	RY-MEHR-37	150kg	0.1kg	表示
B8	FEF-F18	150kg	100g	器差(1台) 表示
B9	HCF-50	135kg	50g(3~100kg) 100g(100~135kg)	器差(1台) 表示
B10	AIM-WS10	150kg	100g(3~100kg) 200g(100~150kg)	器差(2台) 表示
B11	YS-8258	180kg	500g	表示
B12	HAC2305	180kg	0.05kg	器差 表示
B14	LG-001	150kg	100g(5~100kg) 200g(100~150kg)	器差 表示
B15	GH-Scale01	150kg	0.05kg(0.2~100kg) 0.1kg(100~150kg)	器差(1台) 表示

注) 不適合の疑いのある項目の欄で表示に台数の記載がないものは3台とも不適合の疑いのある型式。

表9 調理用はかり不適合の疑いのある製品一覧

No	モデル名(型番)	ひょう量	目量 (g)	不適合の疑いのある項目 <sup>注)</sup>
C4	COK-S302	3000g	0.5g(2g~1000g) 1g(1000g~3000g)	器差(1台)
C5	D-9	2000g	1g	器差(2台) 表示
C6	ADS-1100	1000g	0.1g(1g~200g) 0.5g(200g~1000g)	表示(1台)
C7	MEK-63	2000g	1g	表示
C8	DL-6339	1kg (1000g)	1g	表示
C9	EQJ-2000	2000g	0.1g(0g~200g) 0.5g(200g~500g) 1g(500g~2000g)	表示
C10	TDS-001	3000g	0.1g	器差 表示

<sup>注)</sup> 不適合の疑いのある項目の欄で表示に台数の記載がないものは3台とも不適合の疑いのある型式。

## ②過去2年間の調査結果との比較

### 【一般用体重計】

これまでの調査結果との比較を表 10 に示す。令和元年度と同様に、調査対象型式を 15 型式とした。

表 10 過去 2 年間の調査結果との比較(一般用体重計)

調査年度	型式数	性能基準不適合の疑い		表示基準不適合の疑い	
		型式数	割合	型式数	割合
H30	15 (45台)	4 (6台)	26.7% (13.3%)	5 (17台)	33.3% (37.8%)
R1	15 (45台)	2 (2台)	13.3% (4.4%)	11 (33台)	73.3% (73.3%)
R2	15 (45台)	6 (11台)	40.0% (24.4%)	10 (30台)	66.7% (66.7%)

(性能)

過去2年間と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともにその割合は大幅に増加した。web販売の普及により計量法及び技術基準等の知見がないまま販売している事業者も未だに多いと推測できる。

(表示)

前年と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに僅かではあるがその割合は減少したが、まだ高い水準である。web販売の普及により計量法及び技術基準等の知見がないまま販売している事業者も未だに多いと推測できる。

### 【調理用はかり】

これまでの調査結果との比較を表 11 に示す。令和元年度は 15 型式であったが、今年度において新製品の発売状況を考慮し、調査対象型式を 10 型式とした。

表 11 過去 2 年間の調査結果との比較(調理用はかり)

調査年度	型式数	性能基準不適合の疑い		表示基準不適合の疑い	
		型式数	割合	型式数	割合
H30	15 (45台)	4 (9台)	26.7% (20.0%)	7 (24台)	46.7% (53.3%)
R1	15 (45台)	2 (5台)	13.3% (11.1%)	10 (30台)	66.7% (66.7%)
R2	10 (30台)	3 (6台)	30.0% (20.0%)	6 (16台)	60.0% (53.3%)

(性能)

過去2年間と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともにその割合は大幅に増加した。web販売の普及により計量法及び技術基準等の知見がないまま販売している事業者も未だに多いと推測できる。

(表示)

前年と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに僅かではあるがその割合は減少したが、まだ高い水準である。web販売の普及により計量法及び技術基準等の知見がないまま販売している事業者も未だに多いと推測できる。

### 【調理用はかり(ひょう量 3 kg超)】

今回、新たに調査対象としたため、過去の調査結果との比較は行っていない。

**【別添資料1】不適合の疑いが確認された型式の詳細**

不適合の疑いが確認された内容については、この委託事業において調査時に購入した製品について確認した結果であり、一型式につき3台を無作為に購入した結果である(サンプル調査)。

## 1. 一般用体重計

No. B3

- (1) モデル名(型番) HB-KG11H1  
(2)ひょう量 150 kg  
100g(5 kgから 50 kg)  
(3)目量 200g(50 kgから 100 kg)  
500g(100 kgから 150 kg)  
(4)測定の下限值 5 kg  
(5)輸入事業者名 株式会社オーム電機  
(6)生産国 中国

### ○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り

(参考)製品の外観



No. B4

- (1)製品名 AHGS-1600
- (2)ひょう量 136 kg
- (3)目量 100g(5 kgから 136 kg)
- (4)測定の下限值 5 kg
- (5)輸入事業者名 株式会社アトラス
- (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り

(参考)製品の外観



No. B6

- (1)製品名 RY-MEHR-37
- (2)ひょう量 150 kg
- (3)目量 100g(2 kgから 150 kg)
- (4)測定の下限值 2 kg
- (5)輸入事業者名 株式会社マクロス
- (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示が誤り

(参考)製品の外観



No. B8

- (1)製品名 FEF-F18
- (2)ひょう量 150 kg
- (3)目量 100g(0 kgから 150 kg)
- (4)測定の下限值 0 kg
- (5)輸入事業者名 SIS 株式会社
- (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
製品本体	“製造番号”の表示なし
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“消費者相談窓口に関する事項、電話番号の有無”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“主要部の名称及び機能”の表示なし

○不適合概要(性能:器差 1 台)

試験箇所 (kg)	器差(kg)			許容差 (kg)
	B8-1	B8-2	B8-3	
40	+0.10	0.00	0.00	±0.2
75	+0.20	+0.06	+0.10	±0.2
115	+0.26	+0.10	<u>+0.38</u>	±0.3
150	+0.30	+0.10	<u>+0.50</u>	±0.3

(参考)製品の外観





No. B9

- (1)製品名 HCF-50
- (2)ひょう量 135 kg
- (3)目量 50g(3 kgから 100 kg)  
100g(100 kgから 135 kg)
- (4)測定の下限值 3 kg
- (5)輸入事業者名 株式会社永泰産業
- (6)生産国 株式会社山善

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り

○不適合概要(性能:器差1台)

試験箇所 (kg)	器差(kg)			許容差 (kg)
	B9-1	B9-2	B9-3	
35	<u>-0.110</u>	0.000	0.020	±0.10
65	-0.050	-0.020	-0.010	±0.10
105	-0.20	-0.10	-0.02	±0.3
135	-0.18	-0.10	0.00	±0.3

(参考)製品の外観



No. B10

- (1)製品名 AIM-WS10  
(2)ひょう量 150 kg  
(3)目量 100g(3 kgから 100 kg)  
200g(100 kgから 150 kg)  
(4)測定の下限值 3 kg  
(5)輸入事業者名 株式会社ツカモトコーポレーション  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り

○不適合概要(性能:器差2台)

試験箇所 (kg)	器差(kg)			許容差 (kg)
	B10-1	B10-2	B10-3	
40	0.00	-0.02	-0.04	±0.2
75	<u>-0.40</u>	<u>-0.40</u>	-0.04	±0.2
115	-0.20	-0.24	-0.24	±0.6
150	+0.20	-0.08	0.00	±0.6

(参考)製品の外観



No. B11

- (1)製品名 YS-8258
- (2)ひょう量 180 kg
- (3)目量 500g(5 kgから 180 kg)
- (4)測定の下限值 5 kg
- (5)輸入事業者名 株式会社エム・ワイ・エス
- (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
個装箱	“計量精度”の表示が誤り
取扱説明書	“計量精度”の表示が誤り

(参考)製品の外観



No. B12

- (1)製品名 HAC2305  
(2)ひょう量 180 kg  
(3)目量 50g(3 kgから 180 kg)  
(4)測定の下限值 3 kg  
(5)輸入事業者名 株式会社ハック  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
製品本体	“製造年”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
製品本体	“計量範囲の下限值”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示なし
個装箱	“丸正マーク”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“質量以外が目安である旨”の表示なし
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし

○不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二條	“丸正マーク”の表示なし

○不適合概要(計量法)

不適合条文	不適合の内容
第九條	“計量単位”の表示が誤り

○不適合概要(性能:器差3台)

試験箇所 (kg)	器差(kg)			許容差 (kg)
	B12-1	B12-2	B12-3	
40	<u>+0.140</u>	-0.092	<u>+0.140</u>	±0.10
75	-0.050	<u>-0.174</u>	<u>+0.151</u>	±0.10
115	-0.030	-0.100	+0.100	±0.15
150	+0.110	+0.060	-0.050	±0.15

(参考)製品の外観



No. B15

- (1)製品名 GH-Scale01
- (2)ひょう量 150 kg
- (3)目量 50g(0.2 kgから 100 kg)  
100g(100 kgから 150 kg)
- (4)測定の下限值 0.2 kg
- (5)輸入事業者名 株式会社エーティーワークス
- (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
製品本体	“測定範囲の下限值”の表示なし
製品本体	“質量以外が目安である旨”の表示なし
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り

○不適合概要(性能:器差 1 台)

試験箇所 (kg)	器差(kg)			許容差 (kg)
	B15-1	B15-2	B15-3	
40	+0.030	+0.040	+0.080	±0.10
75	+0.060	+0.050	<u>+0.150</u>	±0.10
115	+0.14	+0.20	+0.24	±0.3
150	+0.20	+0.30	+0.30	±0.3

(参考)製品の外観



## 2. 調理用はかり

No. C4

- (1) モデル名(型番) COK-S302
- (2) ひょう量 3000g
- (3) 目量 0.5g(2~1000g)  
1g(1000~3000g)
- (4) 測定の下限值 2 kg
- (5) 輸入事業者名 株式会社オーム電機
- (6) 生産国 中国

○不適合概要(性能:器差1台)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:C4-1		識別番号:C4-2		識別番号:C4-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	±1.0
750	0.00	+0.20	-1.00	-0.70	-0.70	-0.50	±1.0
1500	0.0	-0.2	-2.0	-2.0	-2.0	-2.0	±3
2250	-1.0	-1.0	-3.0	-2.4	-3.0	-3.0	±3
3000	-1.0		-4.0		-3.0		±3

(参考)製品の外観



No. C5

- (1) モデル名(型番) D-9
- (2) ひょう量 2000g
- (3) 目量 1g
- (4) 測定の下限值 0 kg
- (5) 輸入事業者名 EITAIS CORPORATION
- (6) 生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示なし

○不適合概要(性能:器差2台)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:C5-1		識別番号:C5-2		識別番号:C5-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
500	-0.6	0.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	±2
1000	-1.0	-1.0	-2.0	-1.8	-3.0	-2.4	±3
1500	-1.0	-1.0	-3.0	-2.6	<u>-4.0</u>	<u>-3.8</u>	±3
2000	-1.8		<u>-4.0</u>		<u>-5.0</u>		±3

(参考)製品の外観





No. C6

- (1) モデル名(型番) ADS-1100  
(2)ひょう量 1000g  
(3)目量 0.1g(1gから 200g)  
0.5g(200gから 1000g)  
(4)測定の下限值 1g  
(5)輸入事業者名 株式会社アトラス  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り(1台)
製品本体	“計量範囲の下限值”の表示なし(1台)
個装箱	“計量精度”の表示が誤り(1台)
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り(1台)
取扱説明書	“計量範囲の下限值”の表示なし(1台)
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし

(参考)製品の外観



No. C7

- (1) モデル名(型番)      MEK-63
- (2) ひょう量              2000g
- (3) 目量                    1g
- (4) 測定の下限值        1g
- (5) 輸入事業者名        株式会社マクロス
- (6) 生産国                中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造年”の表示なし
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り

○不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二條	“丸正マーク”の大きさが基準以下

(参考)製品の外観



No. C8

- (1) モデル名(型番) DL-6339
- (2) ひょう量 1000g
- (3) 目量 1g
- (4) 測定の下限值 0g
- (5) 輸入事業者名 貝印株式会社
- (6) 生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製造年”の表示なし(1台)
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り(1台)
個装箱	“計量精度”の表示なし(1台)
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り(1台)

○不適合概要(計量法)

不適合条文	不適合の内容
第九条	“計量単位”の表示が誤り

(参考)製品の外観



No. C9

- (1) モデル名(型番) EQJ-2000  
(2)ひょう量 2000g  
(3)目量 0.1g(0~200g)  
0.5g(200~500g)  
1g(500~2000g)  
(4)測定の下限值 0g  
(5)輸入事業者名 HARIO 株式会社  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“製品の名称及び型式”の表示なし
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り

(参考)製品の外観



No. C10

- (1) モデル名(型番) TDS-001
- (2) ひょう量 3000g
- (3) 目量 0.1g
- (4) 測定の下限值 0.5g
- (5) 輸入事業者名 株式会社万通商事
- (6) 生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
個装箱	“製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし

○不適合概要(性能:器差 3 台)

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:C10-1		識別番号:C10-2		識別番号:C10-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	±0.2
750	+0.42	+0.42	+0.34	+0.40	+0.58	+0.70	±0.2
1500	+0.80	+0.82	+0.56	+0.74	+1.04	+1.22	±0.3
2250	+1.22	+1.26	+0.96	+1.10	+1.50	+1.58	±0.3
3000	+1.50		+1.28		+1.86		±0.3

(参考)製品の外観



## 試買調査結果の改善がなされていない事業者

令和2年度試買調査事業(試買調査概要及び試買調査詳細版参照)において店舗やインターネットで販売されている家庭用特定計量器について、計量法及び家庭用特定計量器の技術基準(JISB7613)への適合状況の調査を行った結果、以下の点について不適合が見つかった。事業者へのヒアリングを行うこととなったが、所在の確認ができず、現在においても不適合事項が改善されていない事業者の詳細について記載する。

No. B14

- (1)製品名 LG-001  
(2)ひょう量 150 kg  
(3)目量 100g(5 kgから 100 kg)  
200g(100 kgから 150 kg)  
(4) 測定の下限值 5 kg  
(5)輸入事業者名 Lady Girl 株式会社  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

不適合箇所	不適合の内容
製品本体	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
個装箱	“製品の名称及び型式”の表示なし
個装箱	“ひょう量及び目量”の表示なし
個装箱	“計量範囲の下限值”の表示なし
個装箱	“計量精度”の表示なし
個装箱	“丸正マーク”の表示なし
取扱説明書	“製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示なし
取扱説明書	“製品の名称及び型式”の表示なし
取扱説明書	“ひょう量及び目量”の表示が誤り
取扱説明書	“計量精度”の表示なし
取扱説明書	“主要部の名称及び機能”の表示なし
取扱説明書	“取引又は証明に利用できない旨”の表示なし

○不適合概要(計量法施行規則)

不適合条文	不適合の内容
第二十二条	“丸正マーク”の表示なし

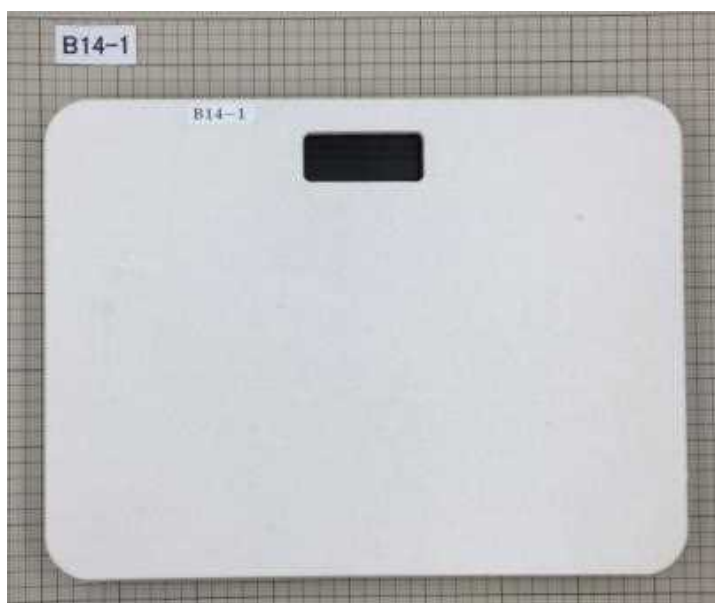
○不適合概要(計量法)

不適合条文	不適合の内容
第九条	“計量単位”の表示が誤り

○不適合概要(性能:器差3台)

試験箇所 (kg)	器差(kg)			許容差 (kg)
	B14-1	B14-2	B14-3	
40	-0.012	-0.018	+0.076	±0.02
75	-0.042	-0.108	+0.048	±0.02
115	-0.182	-0.058	-0.176	±0.03
150	-0.370	+0.290	-0.928	±0.03

(参考)製品の外観及び表記





**【別添資料2】ひょう量3kgを超える調理用はかりの結果詳細**

性能試験の結果は、この委託事業において調査時に購入した製品について確認した結果であり、一型式につき3台を無作為に購入した結果である(サンプル調査)。

性能試験の許容差及び測定方法については、JISB7613(2015)に定められた調理用はかりの技術基準を準用して試験を行った。

No. D1

- (1) モデル名(型番) KS-513
- (2) ひょう量 5000g
- (3) 目量 1g
- (4) 測定の下限值 5g
- (5) 輸入事業者名 ドリテック
- (6) 生産国 中国

○ 零復帰度

試験荷重 (g)	計量値の変化(g)			許容差 (g)
	識別番号:D1-1	識別番号:D1-2	識別番号:D1-3	
5000	0	0	0	±2

○ 器差試験

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D1-1		識別番号:D1-2		識別番号:D1-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
1250	+1.4	+1.0	+1.0	0.0	+1.0	+0.6	±2
2500	+3.0	+2.0	+1.0	+1.0	+2.0	+1.2	±3
3750	+4.0	+3.2	+2.0	+1.6	+3.0	+2.6	±3
5000	+4.8		+2.6		+4.0		±3

(参考) 製品の外観



No. D2

- (1) モデル名(型番) hkr001
- (2) ひょう量 5000g
- (3) 目量 1g
- (4) 測定の下限值 1g
- (5) 輸入事業者名 不明
- (6) 生産国 不明

○ 零復帰度

試験荷重 (g)	計量値の変化(g)			許容差 (g)
	識別番号:D2-1	識別番号:D2-2	識別番号:D2-3	
5000	0	0	+2	±2

○ 器差試験

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D2-1		識別番号:D2-2		識別番号:D2-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	+0.8	0.0	+0.4	0.0	+2.4	±2
1250	+3.4	+5.2	+0.6	+3.0	-2.6	+3.0	±2
2500	+6.6	+7.8	+1.6	+3.6	-5.0	+0.6	±3
3750	+6.6	+8.0	+2.8	+4.0	-7.6	-5.6	±3
4500	...	...	+2.2		-11.4		±3
5000	+4.4						±3

(参考) 製品の外観



No. D3

- (1) モデル名(型番) MC-00016
- (2) ひょう量 5000g
- (3) 目量 1g
- (4) 測定の下限值 0g
- (5) 輸入事業者名 不明
- (6) 生産国 中国

○ 零復帰度

試験荷重 (g)	計量値の変化(g)			許容差 (g)
	識別番号:D3-1	識別番号:D3-2	識別番号:D3-3	
5000	0	0	0	±2

○ 器差試験

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D3-1		識別番号:D3-2		識別番号:D3-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
1250	-0.8	+3.0	-1.4	+3.4	+0.8	+4.0	±2
2500	-1.0	+3.0	-3.2	+3.6	+0.8	+4.8	±3
3750	-1.8	+1.2	-4.4	+0.2	0.0	+2.0	±3
5000	-2.2		-5.0		-1.0		±3

(参考) 製品の外観



No. D4

- (1) モデル名(型番) D333
- (2) ひょう量 10000g
- (3) 目量 1g
- (4) 測定の下限值 3g
- (5) 輸入事業者名 iiTrust Co.,Ltd
- (6) 生産国 中国

○零復帰度

試験荷重 (g)	計量値の変化(g)			許容差 (g)
	識別番号:D4-1	識別番号:D4-2	識別番号:D4-3	
10000	0	0	0	±2

○器差試験

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D4-1		識別番号:D4-2		識別番号:D4-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
2500	+3.6	0.0	+1.8	+3.0	+3.0	+0.4	±2
5000	+6.4	+4.6	+5.8	+6.0	+5.8	+4.0	±3
7500	+8.2	+6.8	+8.0	+8.2	+6.8	+6.0	±3
10000	+8.8		+9.6		+7.8		±3

調整後

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D4-1		識別番号:D4-2		識別番号:D4-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
2500	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
5000	-0.2	0.0	-0.6	0.0	0.0	+0.2	±3
7500	0.0	-0.2	0.0	+0.2	+0.4	+0.2	±3
10000	-0.4		+0.2		-0.6		±3

(参考)製品の外観



No. D5

- (1) モデル名(型番) SF-400
- (2) ひょう量 10000g
- (3) 目量 1g
- (4) 測定の下限值 1g
- (5) 輸入事業者名 不明
- (6) 生産国 中国

○ 零復帰度

試験荷重 (g)	計量値の変化(g)			許容差 (g)
	識別番号:D5-1	識別番号:D5-2	識別番号:D5-3	
10000	0	0	0	±2

○ 器差試験

試験荷重 (g)	器差(g)						許容差 (g)
	識別番号:D5-1		識別番号:D5-2		識別番号:D5-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
2500	+4.2	+3.6	+6.0	+5.4	+1.0	-0.2	±2
5000	-84.6	-232.0	+8.2	+6.6	-19.0	-92.6	±3
7500	-874.2	-951.6	-147.0	-214.2	-585.8	-658.2	±3
10000	-1,746.6		-822.8		-1,249.2		±3

(参考) 製品の外観



## 【参考】適用した技術基準及び試験・検査方法

今回の調査に適用した技術基準である関係省令等(省令に引用されている該当JISを含む。)は次のとおり。

### 1. 特定計量器検定検査規則

#### (騒音計)

##### ① 指定省令への適合状況

技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)第8条の基準適合証印等次の技術基準への適合状況を製品の目視によって確認した。

#### (表示)

第8条 基準適合証印は打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において基準適合証印には、法第16条第1項第2号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一 基準適合証印の形状は次のとおりとする。



二 (略)

- 2 基準適合証印は、法第76条第1項の承認の際、特定計量器に封印をすべき箇所を国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)が示した場合にあっては、当該封印をするための金属片その他の物体に付するものとする。
- 3 基準適合証印は、前項の箇所に加え特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。ただし、前項の箇所が特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分である場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと研究所が認める場合にあっては、研究所が個々に定めることができる。

##### ③ 検則の特定計量器に係る表示基準への適合状況

検則第7条及び第8条への適合状況について製品を目視によって確認した。

#### (表記等)

第7条 特定計量器の表記及び目盛標識(以下「表記等」という。)は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであってはならない。

- 2 特定計量器の表記等には、誤記があってはならない。
- 3 特定計量器には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。
  - 一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。)又は様式第6により経済産業大臣に届け出た記号
  - 二 当該特定計量器の製造年
  - 三 製造番号
- 4 前項第2号の事項の表記にあっては、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。
- 5 (略)
- 6 特定計量器の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。

**(計量単位)**

第 8 条 特定計量器には、法定計量単位並びに計量単位規則（平成 4 年通商産業省令第 80 号。以下「単位規則」という。）第 1 条 に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があってはならない。

2 特定計量器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位規則第 2 条 に定めるものを標準とするものでなければならない。

**2. 騒音計**

**(1) 性能**

**① 検定公差**

検則第 833 条(検定公差)に規定されている日本産業規格 JIS C1516(2014)騒音計—取引又は証明用(以下「JIS C1516」という。)の 5.21 検定公差における適合状況を確認した。騒音計の検定公差及び使用公差は(参考—表 1)のとおりである。

(参考—表 1) 騒音計の検定公差及び使用公差

クラス	公称周波数 (Hz)	検定公差 (dB)	使用公差 (dB)
普通	125	±1.5	±1.5
	1000	±1.0	±1.0
	4000	±3.0	±3.0
	8000	±5.0	±5.0

**② 試験・検査方法**

検則第 845 条(JIS C1516 附属書 JA JA.4 器差検定の方法)に基づき、実施した。具体的試験方法は次のとおり。なお、使用公差を確認する試験方法は、検則第 848 条に規定されているが、検定公差と同じ試験方法である。

**JA.4 器差検定の方法**

**JA.4.1 一般**

騒音計の器差検定に使用する標準器は、基準器検査規則第 4 条に規定する基準静電型マイクロホンとする。

**JA.4.2 器差検定の方法**

器差検定の方法は、10.9.1,10.9.2 及び 10.9.4.2.3～10.9.4.2.5 による。利用しやすい周囲温度及び相対湿度、静圧で試験を行う。周波数は、5.21 に示す周波数とする。可能であれば、基準レベルレンジに設定して試験を行う。

**JA.4.3 器差の算出**

各試験周波数で、騒音計によるサウンドレベルの計量値から、標準マイクロホンで測定された周波数重みづけをしない音圧レベルを減じて算出する。

使用した試験機器

名称	型番	メーカー
標準マイクロホン	4160	Brüel&Kjær

**(2) 表示**

**(騒音計の表記)**

検則第 814 条(JIS C1516 8.表記)

8.1 騒音計には、本体の見やすい箇所に次の事項を表記する。

a) “精密騒音計”又は“普通騒音計”



- b) 型式承認を取得している場合は、型式承認番号
- c) 騒音計レベルの計量範囲[計量法単位令(平成四年政令三百五十七号)別表第二第六号の聴感補正にかかる音圧レベルをいう。]
- d) 使用周波数範囲
- e) 製造番号
- f) 合番号(分離できる構造の場合)
- g) 製造番号
- h) 製造年
- i) 製造事業者名・登録商標又は経済産業大臣に届け出た記号

8.2 騒音計が幾つかの分離した部分によって構成される場合には、合番号を表記する。実現可能な限り、各主要構成要素に 8.1 に規定する項目を表記する。

8.3 騒音計の電気音響性能に影響を与える恐れがあり使用者が操作可能な部分については、その部分を保護するための封印又は表記する。

### 3. 家庭用特定計量器

#### (1) 性能

##### ① 器差

計量法施行規則(平成 5 年通商産業省令第 69 号。以下「施行規則」という。)第 20 条に規定されている日本産業規格 JIS B7613(2015)家庭用はかり—一般用体重計、乳幼児用体重計及び調理用はかり(以下「JIS B7613」という。)の 4.2 器差における表 1 への適合状況を確認した。今回対象となっている計量器の許容差は(参考—表 2)のとおり。

(参考—表 2) 器差に関する許容差

##### 一般体重計の器差の許容差

計量範囲	ひょう量の 50%以下の場合	ひょう量の 50%を超える場合
許容差	±2 目量	±3 目量

##### 調理用はかりの器差の許容差

計量範囲	ひょう量の 25%以下の場合	ひょう量の 25%を超える場合
許容差	±2 目量	±3 目量

##### ② 零復帰度

零復帰度を有するはかり(今回の調査では調理用はかり)は、施行規則第 20 条(JIS B7613 4.3 零復帰度)への適合状況を確認した。調理用はかりの基準は次のとおり。

- ・荷重前後の零点の差が±2 目量を超えてはならない。

##### ④ 試験・検査方法

施行規則第 20 条(JIS B7613 7.2.1 誤差試験)に基づき(参考—表 2)への適合性を確認した。確認した方法は次のとおり。なお、試験・検査の試験条件は、JIS B7613 の 7.1 試験条件に従って実施した。試験に使用した分銅は(参考—表 3)のとおり。

#### 7.1 試験条件

##### 7.1.1 標準状態

試験環境の標準状態は、次による。

- a) 温度 23±5 °C
- b) 相対湿度 (50±20)%

ただし、相対湿度は、作動に電源を必要とするはかりに限って適用する。

## 7.1.2 試験器具

各性能におけるはかりの器差を算出するための測定に用いる器具は、次による。

- a) 分銅 分銅は、器差又は不確かさが表 2 の値の 1/3 を超えないものでなければならない。  
**注記** 分銅は、国家標準など SI 単位を実現している標準へのトレーサビリティを確保していることが望ましい。
- b) 測定台 はかりを置く測定台は、水平からの傾きが 0.5 度以下の定盤又は堅ろうな台とする。

(参考—表3)試験に使用した分銅

計量器	質量	材質及び形状
一般体重計	40 kg	ステンレス製円柱型
	35 kg	ステンレス製円柱型
	20 kg	ステンレス製枕型
	10 kg	ステンレス製枕型
	5 kg	ステンレス製枕型
	1 kg	ステンレス製枕型
調理用はかり	500 g	ステンレス製円盤型
	200 g	ステンレス製円盤型
	50 g	ステンレス製円盤型

日本品質保証機構が保管する国家標準にトレーサブルな参照標準分銅によって F2 クラスおよび M2(調理用はかり)と同等に調整し、校正を行った分銅である。

## 7.1.3 荷重の負荷方法

分銅を用いて荷重を負荷するときは、次による。

- a) 一般用体重計は、載せ台部の中心に負荷する。ただし、補助板を使用して負荷する場合は、通常の体重測定において荷重が負荷される位置に、補助板を載せ台部の縁、表示装置などに掛からないように置き、その上に均等に負荷する。
- b) 乳幼児用体重計及び調理用はかりは、載せ台部の中心に負荷する。

## 7.2.1 誤差試験

誤差試験は、はかりを標準状態に 2 時間以上保持した後に、7.1.4 によって行う。

## 7.1.4 器差の測定及び方法

器差の測定及び方法は、次による。

- a) はかりを測定台に置き、水平を確保する。
- b) ひょう量に相当する荷重を 3 回繰り返し負荷する。
- c) 載せ台部を 2~3 回軽く押した後、指示又は表示を零点に設定する(零点指示又は表示がないものを除く。)
- d) 一般用体重計及び乳幼児用体重計は、ひょう量の約 25 %、約 50 %、約 75 %及びひょう量付近の 4 点の荷重をひょう量付近まで順次負荷し、各荷重において安定した状態で計量値を読み取る。ただし、表示固定機能のあるはかりは、4 点の荷重をそれぞれ負荷してもよい。
- e) 調理用はかりは、ひょう量の約 25 %、約 50 %、約 75 %及びひょう量付近の 4 点の荷重をひょう量付近まで順次負荷し、その後、順次負荷を減じて、各質量において安定した状態で計量値を読み取る。ただし、表示固定機能のあるはかりは、4 点の荷重をそれぞれ負荷してもよい。
- f) 手動操作で目量の切替えができるはかりは、まず、最大ひょう量及び最大目量において d) 又は e) を実施する。その後、それ以外の小さい目量において d) 又は e) を実施することが望ましいが、少なくともひょう量付近は実施する(目安の目量は、除く。)
- g) c)、d) 及び f)、又は c)、e) 及び f) を 5 回繰り返し、それぞれの計量値の平均値を計量値とし、器差を求める。器差を求めるときに必要となる真の値は、分銅又は校正証明書に表記される質量とする。なお、器差(E)は、次の式によって算出する。

$$E = I - Q$$

ここに、I: 5 回の計量値の平均値 Q: 真の値

### 7.2.2 零復帰度試験

零復帰度試験は、載せ台部に荷重を負荷していない状態の計量値と、その後、ひょう量に相当する荷重を負荷し、直ちに載せ台部から全ての荷重を取り除いた状態の計量値との変化を調べる。ただし、零点を表示しないばかりは、この試験を省略することができる。

## (2) 表示

### ① 丸正マーク等表示の方法の基準への適合状況

施行規則第 22 条(表示の方法)の丸正マーク等次の技術基準への適合状況を製品の目視等によって確認した。

#### (表示の方法)

第 22 条 法第 54 条第 1 項の表示は、次の各号に定めるところにより、付さなければならない。

- 一 表示の方法は、刻印、印刷又ははり付けによるものとする。
- 二 表示の形状は、次のとおりとする。



- 三 表示の大きさは、直径8ミリメートル以上とする。
- 四 表示を付す家庭用特定計量器の部分は、家庭用特定計量器の見やすい箇所とする。

### ② 施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書の表示基準への適合状況

施行規則第 20 条(JIS B7613 10. 表示)の全項目の適合状況を製品の目視によって確認した。表示の技術基準は次のとおり。

## 10 表示

### 10.1 製品の表示

見やすい箇所に誤字及び脱字がなく、また、容易に消えない方法で、次の事項を表示しなければならない。なお、分離形の場合は、載せ台部に表示する。ただし、載せ台部に加えて載せ台部以外の部分に表示してもよい。

- a) 国内で製造されている場合は、製造事業者名又はその略号。海外で製造されている場合は、そのはかりを輸入した輸入事業者名又はその略号。  
なお、販売事業者名は表示してもよいが、製造事業者名又はその略号及び輸入事業者名又はその略号と識別ができなければならない。
- b) 製品の名称及び型式。ただし、製品の形状からはかりの種類が明らかに分かる場合は、製品の名称の表示を省略することができる。
- c) 製造番号(器物番号を含む。ロット番号でもよい。)
- d) 製造年  
なお、c) の最初の 1 桁目又は 2 桁目を西暦の下 1 桁又は 2 桁としてもよい。この場合、取扱説明書に製造年の表示ルールを表示しなければならない。
- e) 計量範囲及び目量。計量範囲の下限値が 0 の場合、計量範囲は、ひょう量(最大計量)のみ表示してもよい。また、目量は、最小表示と表示してもよい。ひょう量及び計量の下限値を明らかにするとともに、計量範囲によって目量が異なる場合は、計量範囲ごとの目量を明らかにする。
- f) 最大風袋引き量(ひょう量と異なる場合)。ただし、プリセット風袋引き装置の場合は除く。
- g) 作動に電源を必要とするばかりは、次のいずれかの表示  
一 電池の種類及び個数(電池を使用する場合)  
一 定格電圧(AC アダプタを使用する場合)  
一 電池の種類及び個数並びに定格電圧(電池及び AC アダプタを使用する場合)
- h) 分離形であって、表示装置を特定する必要がある場合は、表示装置の器物番号若しくは型式又は表示装置を特定する記号

- j) 消費者相談窓口に関する事項は、窓口の連絡先(少なくとも電話番号を表示する。)
- k) 質量の計量単位以外の計量単位を表示する場合は、その計量単位は目安(計算、推計などを含む。)である旨を表記する。
- l) 手動操作で目量の切替えができるはかりであって、それらの目量のうち目安表示がある場合は、目安である旨

#### 10.2 個装箱の表示

1 台ごとの個装箱には、10.1 a), b), e) 及び k) によるほか、次の事項を表示する。

- a) 計量範囲に応じて 4.2 の計量精度を表示する。
- b) 見やすい箇所に計量法施行規則第 22 条第 2 号の表示
- c) 分離形であって、載せ台部以外の装置、はかりの作動に必要なソフトウェアなどを個装箱に同包しない場合は、はかりとして使用する場合に必要となる附属装置、ソフトウェアなどを同包しない旨

#### 10.3 取扱説明書の表示

取扱説明書には、見やすい文字、かつ、分かりやすい表現を使用して、次の事項を表示する。

- a) 10.1 a) の表示及びそれらの住所
- b) 製品の名称及び型式
- c) 10.1 e), k), l) 及び 10.2 a) の表示
- d) 主要部の名称及び機能
- e) 附属品<sup>1)</sup>がある場合は、その名称及び数量。  
注<sup>1)</sup>分離形の場合は、家庭用はかりとして使用する場合に必要とする附属装置及び／又は家庭用はかりの作動に必要なソフトウェア。
- f) 6.5 において使用場所の注意事項が必要な場合は、その旨
- g) 使用方法<sup>4)</sup>、使用上の安全注意事項、保管上の注意事項、性能維持に関する事項  
注<sup>4)</sup> 取引又は証明に使用できないことなどの使用上の注意を含む。
- h) 窓口の連絡先(住所及び電話番号)を表示する。また、メールアドレス又はホームページの URL を表示するのが望ましい。

## 4. 性能試験実施場所

### <騒音計、一般用体重計、調理用はかり、ひょう量3kgを超える調理用はかり>

一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター

〒192-0364 東京都八王子市南大沢4-4-4